



保安業務ガイド

周 知



経済産業省
特別民間法人高圧ガス保安協会



はじめに

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年12月28日法律第149号、以下、「液化石油ガス法」という。）は、平成8年3月31日に改正法が公布され、平成9年4月1日に施行されました。これにより保安機関制度が創設され、3年間の経過措置期間を経て、平成12年4月1日より全面施行されました。それ以後、保安機関の専門化による保安技術の高度化、保安サービスの向上等、液化石油ガスによる災害を防止するために、保安業務の的確な遂行が求められています。

平成8～11年度に液化石油ガスにおける保安業務7区分について、主として「法規編」の解説書を作成し、法令の周知・徹底を図って参りましたが、平成12年度より保安業務区分ごとに業務手順を解説したガイドブックとして『保安業務ガイド』を作成し、シリーズ化しました。

本シリーズは、保安機関並びに液化石油ガス販売事業者が保安業務を的確に遂行するために参考としていただくものとして纏めておりますので、活用していただければ幸いです。

本書の編集等について

本書は、保安機関並びに液化石油ガス販売事業者が「周知」の保安業務を的確に遂行するための参考書として活用していただくため、「保安業務ガイド（周知）」として平成12年度の通商産業省委託事業において作成しましたが、法令改正に伴う改訂、年度替わりに伴う更新等を適宜行っております。

本書の主な改訂等については、平成13年6月に経済産業省原子力安全・保安院長の私的研究会としてガス体エネルギー産業に係る保安規制に関する検討会が設置され、平成14年9月に「ガス体エネルギー産業に係る保安規制の在り方について」として最終的にとりまとめられ、その中で自主保安における行政と事業者の役割として、行政に「消費者の保安意識の向上を図るため、消費者の保安責任についてわかりやすい広報等を行う。」、事業者に「消費者に対する保安情報の周知、啓発等を行い、消費者の保安意識の醸成に務める。」ことが謳われたことから、消費段階のヒューマンエラー対策として「質量販売」「高齢者」に関する周知のポイント等の改訂を行いました。

その後、平成19年の省令改正に伴う周知事項の追加と併せ、CO（一酸化炭素）中毒事故防止の注意喚起の内容について整理し、平成21年3月の通達改正に伴う揺れの大きな地震時の対応、平成28年6月の省令改正に伴う周知の方法、周期等について各々改訂しました。

なお、法令改正に伴う改訂、年度替わりに伴う更新等を適宜行っており、本書での法令条文等は、令和6（2024）年4月1日時点の法令を基にしております。



目次

1. 周知とは	1
(1) 消費者の認識不足は周知不足	3
(2) 周知は面談のうえ行う	4
2. 周知をいつ行うか	5
(1) 周知は機会あるごとに行う	5
(2) 周知の効果を上げる取り組み	6
(3) 確実に周知を実施するために	8
(4) 周知は確実に記録しましょう	11
3. 周知のポイント	13
(1) 一般家庭への周知のポイント	14
(2) 業務用施設への周知のポイント	16
(3) その他の施設への周知のポイント	17
4. 周知の工夫	19
(1) 周知文書・ツールの工夫事例	19
(2) 保存してもらえる工夫事例	20
(3) 周知媒体の工夫事例	20
5. 周知実施者のレベルアップ	21
(1) レベルアップのための事例	21
(2) 対応訓練の実施	22
(3) 周知実施者の態度・マナー	22
6. 周知の話法例	23
(1) 周知の説明を聞いてくれない場合の話法例	23
(2) CO中毒事故防止の話法例	24
(3) 埋設管事故防止の話法例	25
(4) 漏えい爆発事故防止の話法令	25
参考	27

1. 周知とは

保安機関（販売事業者）として、重要な業務の一つであることを再認識しましょう！



LPガスを安全に使用する上での消費者啓発を行う業務が周知であり、保安業務の一つとして法律で義務付けられています。

LPガスの災害を未然に防ぎ、消費者に安全で快適にご使用いただくために、LPガスの使用上の注意点や性質を十分理解いただき、さらに安全器具、燃焼器の安全装置に関する理解を深めていただくことが必要です。

周知を確実により効果的に行うためには、周知実施者の知識の向上や社内の体制整備、周知のしやすい環境づくり等が求められます。

また、わかりやすい周知文書やツールの準備、周知内容と周知方法の工夫も必要です。

未然に防げるLPガス事故はまだまだたくさんあります！

安全器具の普及によりLPガス事故は大幅に減少しましたが、不完全燃焼防止装置・安全装置の付いていない燃焼器のLPガス事故や、消費者が知っていれば未然に防ぐことのできたLPガス事故等の件数が、ここ数年は横ばいのまま減少しておりません。

消費者が保有している燃焼器の種類や設備状況、それらの使用状況や安全器具の有無など、消費者の情報を個別に把握し、それぞれに合った適切な方法と内容で周知を徹底すれば、災害を未然に防ぐことができます。



周知を確実に、より効果的に行うために事前の準備と周知方法・ツール等の工夫を行いましょう。

◇周知の内容を確認しましょう。

(規則第27条 周知の内容)

〈法第27条第1項第3号の経済産業省令で定める事項〉

1. 使用する燃焼器の液化石油ガスに対する適応性に関する事項
2. 消費設備の管理及び点検に関し注意すべき基本的な事項

〈追加された内容〉(平成19年7月1日施行)

- ・屋内に設置されたガス瞬間湯沸器については、不完全燃焼する状態に至った場合に当該湯沸器へのガスの供給を自動的に遮断し燃焼器を停止する機能を有すると認められるものであっても、当該湯沸器が自動的に消火する現象が繰り返し発生する場合は再点火してはならないこと。
- ・液化石油ガス用ガス漏れ警報器に関して次の事項を確認及び注意すること。
 - ①警報器が適切な位置に設置されていることを確認すること。
 - ②警報器の電源プラグを常時コンセントに差し込むこと。
 - ③警報器の周りにものを置かないこと。
 - ④警報器が交換期限内のものであることを確認すること。

3. 燃焼器を使用する場所の環境及び換気に関する事項
4. 一般消費者等が消費設備の変更の工事をする場合の液化石油ガス販売事業者に対する連絡に関する事項
5. ガス漏れを感知した場合その他液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に一般消費者等のとるべき緊急の措置及び液化石油ガス販売事業者又は保安機関に対する連絡に関する事項

〈変更された内容〉(平成21年3月19日施行)

- ・地震の場合には、使用中のガスの使用を中止し、器具栓及び元栓を閉栓するとともに、揺れの大きい地震の場合は、揺れが収まった後にバルブを閉じること。

6. 前各号に掲げるもののほか、液化石油ガスによる災害の発生防止に関し必要な事項

*通達別添4 (規則関係)第27条(周知の内容)関係を参照

【参考】平成22年より、ガス警報器工業会は、ガス漏れ警報器の統一名称を「ガス警報器」としています。

◇周知の頻度を確認しましょう。

(規則第38条の2第1項、第2項、第3項 周知の方法)

周知は、LPガスの供給開始時と燃焼器に応じて1年に1回以上又は2年に1回以上行わなければならない。(*)

消費先ごとに使用している燃焼器の名称、型式、製造者等を把握して、周知頻度を確認しておきましょう。

*：前回の周知の日から以下に定める期間を経過した日（以下「基準日」という。）前四ヶ月以内の期間に周知を行った場合にあっては、基準日において行ったものと見なされます。

- (1) 規則第38条の2第1項に規定する周知 2年
- (2) 規則第38条の2第2項に規定する周知 1年

〈1年に1回以上〉

- ① 液化石油ガス用瞬間湯沸器（開放燃焼式のものに限る。）
- ② ・ 液化石油ガス用瞬間湯沸器（開放燃焼式、密閉燃焼式、屋外式を除く。）
 ・ 液化石油ガス用バーナー付きふろがま（密閉燃焼式、屋外式のものを除く。）
 ・ ふろがま

については、立ち消え安全装置及び不完全燃焼防止装置が付いていないもの。

〈2年に1回以上〉

上記以外のもの

【周知頻度一覧】（平成19年7月1日施行）

		立ち消え安全装置 及び 不完全燃焼防止装置	改正前	改正後
湯沸器	開放式	有	2年	1年
		無	1年	1年
	半密閉式	有	2年	2年
		無	1年	1年
	密閉式・屋外式	—	2年	2年
		—	2年	2年
* ふろがま	半密閉式	有	2年	2年
		無	1年	1年
	密閉式・屋外式	—	2年	2年

* 施行令別表第一の液化石油ガス用バーナー付きふろがま及びふろがまをいう。

(1) 消費者の認識不足は周知不足！

消費者のLPガス使用上の認識が不足していたために起きたLPガス事故は、裏を返すと周知不足にもその原因があるといえます。

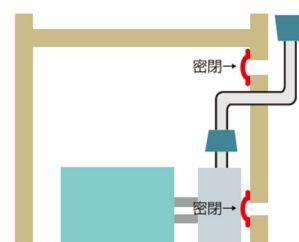
■ CO中毒についての認識が不足して起きた事故例

【浴室におけるCO中毒・死亡事故】

寒さ対策で浴室内の給気口がふさがれていたため、給気不足となり不完全燃焼を起こし、浴室内に燃焼排ガスが流入した。

《事故防止のための周知ポイント》

- CO中毒の危険性については換気が大切であることを説明
- 安全装置の付いている器具への取替え要請
 - ・ 屋外設置式燃焼器又は密閉式若しくはF E 式のふろがま
 - ・ 不完全燃焼防止装置付きC F 式ふろがま
- CO警報器等の設置

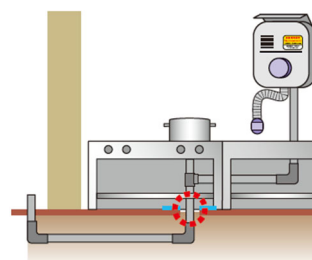


■ 埋設管についての認識が不足して起きた事故例

【腐食による漏えい爆発・死傷事故】

飲食店の調理台付近の配管から漏えいしたガスに、何らかの着火源により引火爆発。

高温多湿の床部分が常時水に濡れていたため、床と配管との接触部分が腐食した。



《事故防止のための周知ポイント》

- 業務用施設の管理者に、埋設管の存在を知らせ腐食対策の要請
 - ・水はけのよい場所への移設など
- L P ガス使用上の注意点等の説明
 - ・ガス漏れ警報器の電源プラグ等設置状況の確認
 - ・ガス臭がした場合の火気使用の厳禁
 - ・ガス栓の閉止
 - ・緊急時の連絡方法

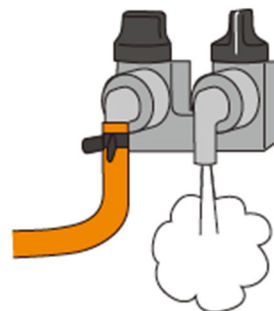
■漏えいについての認識が不足して起きた事故例

【漏えい爆発・死傷事故】

ガス栓の誤開放により漏えいしたガスに引火・爆発した。

《事故防止のための周知ポイント》

- L P ガス使用上の注意点等の説明
使用していないガス栓は絶対に開かないこと
- 燃焼器と接続されていないガス栓は、ヒューズガス栓へ変更するか、又は金属製の栓の取付けをするよう要請
- ガス漏れ警報器、閉栓カバー及びゴムキャップの設置を要請

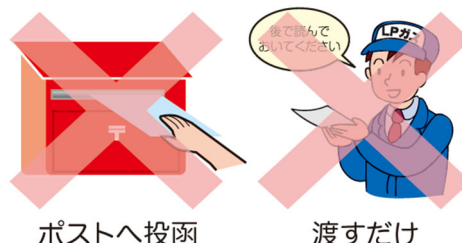


(2) 周知は面談のうえ行う！

周知文書を渡すことが目的ではありません。
周知の重要さを軽視していませんか？

周知業務を行うにあたり、周知文書を消費者宅のポストに投函するだけであったり、仮に手渡しであっても「後で読んでおいてください」というだけで終わりにしてしまうケースが見受けられます。

消費者に、LPガス使用上の注意点や性質を説明し、十分に理解していただき、安全で快適にLP ガスを使用していただくことが周知の目的です。



まず、会うことに重点をおき、会える工夫をしましょう。

LPガス使用上の注意点等について、十分な理解をしていただくために面談は重要な周知方法として欠かせません。何度かお会いすることにより、消費者とのコミュニケーションや信頼感が生まれ、より周知のしやすい環境ができます。また、LPガスの安全でクリーンな良いところ等もPRしましょう。



平成28年6月23日の省令改正により、消費者が承諾した場合に限り、電子メールやWebサイトでの周知文書の提供が平成29年4月1日から認められるようになりました。



周知文書をお渡しするだけでなく、説明し理解していただくことが重要です。

2. 周知をいつ行うか

(1) 周知は機会あるごとに行う！

周知の機会は、毎日の活動の中にたくさんあります。

販売事業者（保安機関）が、自ら周知業務を行う場合、集金やガス器具の修理、その他日常の営業活動、消費者と面談する機会は色々あります。



周知の機会を常に心がけましょう。

(2) 周知の効果を上げる取り組み！

消費者に対し個別に行う周知とは別に、イベントを開催し大勢を一度に集めたり、アンケートを実施するなどの機会をとらえて、周知の効果上げるための環境づくりが必要です。

自社でできることの取り組み事例。

展示会やイベント等の活用



器具販売促進キャンペーン等の活用



保安月間等の活用



アンケート調査時の活用



周知実施者だけに任せず、経営者も周知に対する認識を強め、会社を挙げて周知できる環境をつくりましょう。

地域や業界・公的機関との取り組み事例。

飲食店組合等の会合への積極的な参加



消防署で行う講習会等の活用



地域で行う防災訓練や高齢者の集い等の活用



小中学校での課外授業の活用



地域や業界・公的機関との取り組み方法がわからない場合は、地域業界団体に相談しましょう。



広く周知を行い、また地域の代表者を知っておくためにも、会合等への積極的な参加が望めます。

(3) 確実に周知を実施するために！

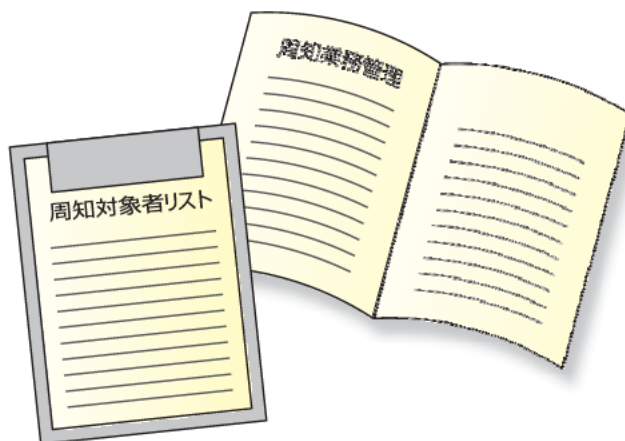
不在者や面談の難しい消費者、言葉の通じない外国人、理解していただきにくい高齢者の方等については、訪問すること自体が億劫になっているのが現状ではないでしょうか。

周知未実施者の
消費者を常に
チェックしよう！



実施計画の見直し

周知の未実施先をリストアップし、周知実施計画の見直しを行います。



- ◆ 計画表は、周知の未実施先の消費者を見てすぐわかるように工夫しましょう。
- ◆ 周知期限が迫っている消費者がいないか、常にチェックしましょう。
- ◆ 周知の未実施先のリストを社内に掲示するなど、いつでも誰でも見られるようにしましょう。



実施計画の見直しを行いましょう。

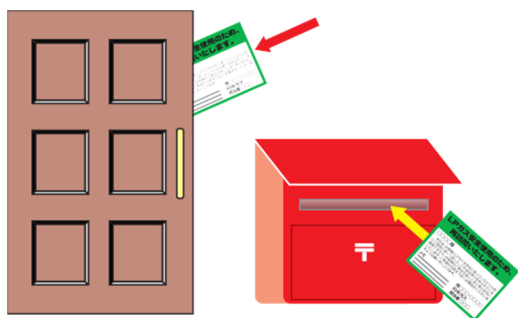
不在の場合は、消費者に会えるよう工夫をし、再訪問しましょう。

不在の場合や子供しかいない場合等もあります。

再度お伺いする旨を記載した不在票を残し、こちらから電話をかけ、アポイントを取る事も行いましょう。

また、共働きなどで、平日の日中不在がちな消費者へは、土・日や夕方以降在宅時に訪問してみしましょう。

【不在の場合】



不在票を残す

【子供だけの場合】



不在票を渡してもらう

不在票（例）

LPガス安全使用のため、再訪問いたします。	
〇〇〇〇様	
本日は、お客様にLPガスを安全に使っていただくためにご説明にまいりました。これは法律で定められている業務ですから、お客様のご都合の良いときに再びお伺いいたします。ご希望の日時を下記へお電話をくださいますようお願い申し上げます。	
メモ	番〇〇〇-〇〇〇〇
	KHKガス
	担当者〇〇〇

【電話によるアポイント】



事前に電話をし、訪問の約束をします。

【隣人や、大家さんに在宅日時をお伺いする】



普段何時頃帰宅しているのか、土・日は在宅しているのか、隣人や大家さんにお伺いします。

周知の難しい消費者へは、周知の方法を工夫しましょう！

消費者の中には、お伺いしても色々理由をつけて説明をなかなか聞いてもらえない方もいます。

周知の難しい消費者へは、普段からコミュニケーションをはかり周知のしやすい環境づくりに努めましょう。また、器具点検サービスなどの活動を通して周知を行うなどの工夫をしましょう。

【周知しやすい環境づくり】



何度も足を運び、コミュニケーションをはかる。

【相手の都合に合わせる】



「忙しい」などの理由で断ろうとする消費者には、再訪問の約束をする。

【点検サービスを通じて】



訪問の工夫をしましょう。

【器具の修理などで消費者から呼ばれたときに】



普段説明を聞いてもらえなくても、消費者から呼ばれた場合は、こちらからの説明を聞いてくれるはずです。



会えないから、説明を聞いてもらえないからといって放置せず、会える工夫、説明を聞いてもらえる工夫をしましょう。

(4) 周知は確実に記録しましょう

周知実施者（保安機関）は、次に掲げる項目を帳簿に記載し、記録しなくてはなりません。

- ◆周知した一般消費者等の氏名又は名称及び住所
- ◆周知を行った者の氏名
- ◆周知の内容
- ◆周知の年月日



周知の内容を保存することは、適切な周知活動を実施した大切な記録です。また、販売事業者も、その結果を確認・保存しなくてはなりません。

3.

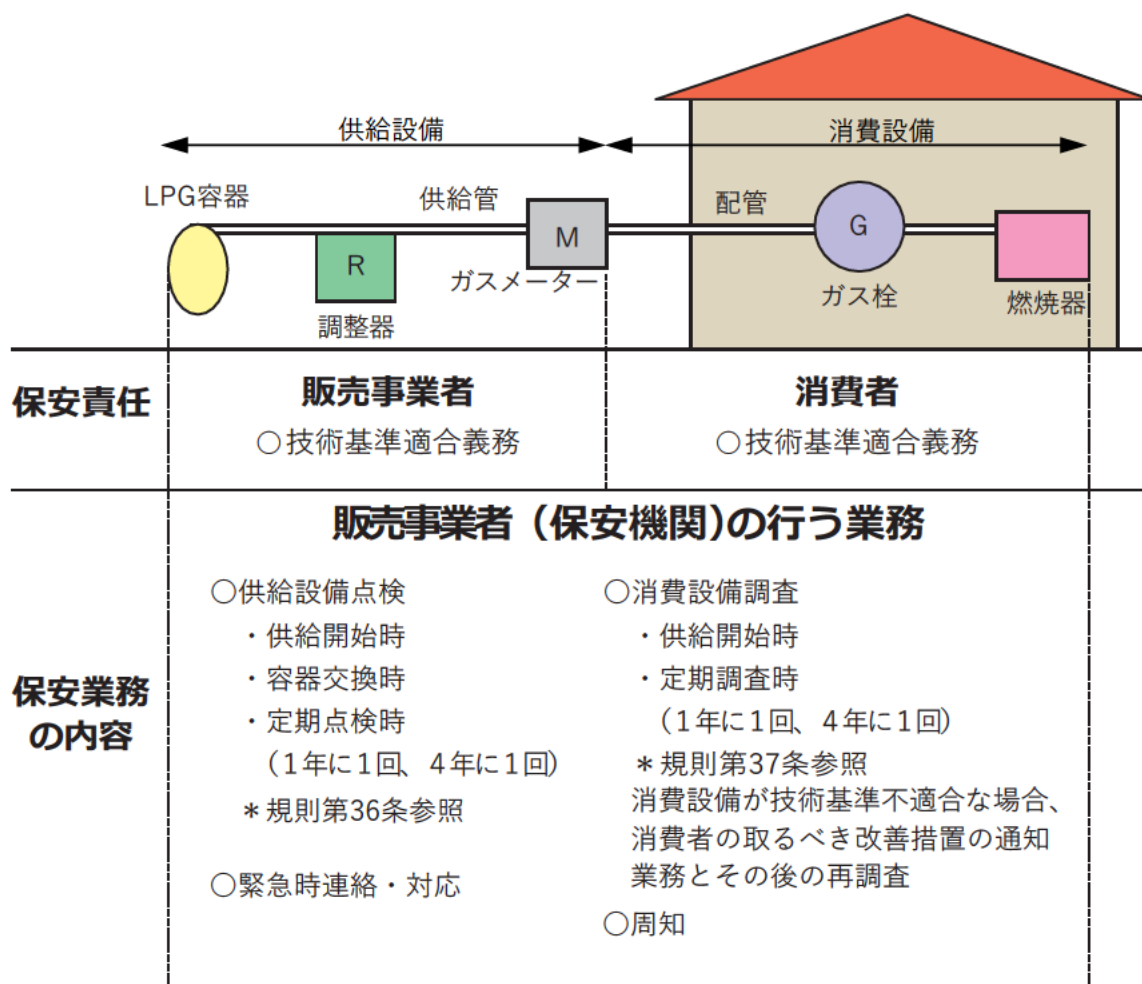
周知のポイント

◆周知にあたっての注意点

LPガスの供給設備と消費設備においては、保安に関する最終的な責任を負う者が違うことを理解してもらいましょう。

下図のようにガスメーターまでの保安責任は販売事業者がありますが、ガスメーターから先は、保安責任が消費者にあることを理解してもらうことが重要です。

ただし、販売事業者は消費設備についても周知義務、調査義務、緊急時対応義務があることに留意してください。



※質量販売の場合は、容器から燃焼器までの保安責任は消費者にあります。

◆各周知先でのポイント

(1) 一般家庭への周知のポイント！

一般家庭での理解度はさまざまなため、消費者へ伝えるのではなく、消費者に理解していただくことが大切です。

周知を行った方に、家族への説明を依頼します。

対話しながら説明します。



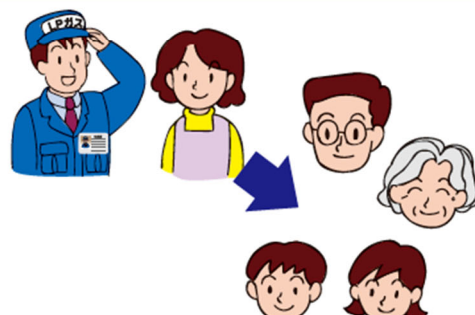
専門用語を使わず、
わかりやすい言葉で説明します。



保有する器具等を確認し、器具に合わせたツール等を使って説明します。



周知を行った方に、
家族への説明を依頼します。



質量販売の周知のポイント

質量販売は、屋外で移動して使用する消費者に対して販売するケースなど特殊な条件下で限定的にしか法律上認められていない販売方法です。

また、体積販売に比べて事故発生率が非常に高いため、少ない周知機会を有効に利用することが重要です。

- 容器引渡し時は、消費者に接触できる機会ですので、必ず周知を行いましょう。
- 継続して使用する場合には、定期的に周知を実施してください。
- イベントなどで使用されるケースにおいては、責任者への周知と、責任者から使用する人への説明は必ず行うようにしてください。

高齢者への周知のポイント

- 文字の大きなわかりやすい高齢者向けの周知文書を使用します。
- 専門用語を使わず大きな声でゆっくりと、はっきりとした言葉で説明します。
- 実際に器具を操作して正しい操作方法やエラーの多い操作事例を説明します。操作を実際にやってもらうことも大切です。また、使用上の注意点の説明をします。
- 間違った使い方や操作をした場合にどのような現象になるか、エラーをしたときの対処方法について説明します。
- 理解が得られるまで繰り返し訪問するようにします。



外国人消費者への周知のポイント

- 周知する消費者が理解できる外国語の周知文書を使用します。
多少日本語のわかる方には、周知文書の絵を見せながら、身振り手振りでの説明を親切に行ってみます。
- まずは挨拶から会話するよう努力します。
- 理解が難しい場合は、管理人や大家さんに仲介を依頼するか、又は日本人の友人や日本語のわかる知人等に仲介を依頼してみます。
また、翻訳機や翻訳アプリを活用して説明する方法も試みてみます。
- 赤い炎が良い燃焼と思っている方がいますが、青い炎が良い燃焼であることを、実際に火をつけて説明します。



事前に面談する消費者の情報を把握し、より理解していただくための周知文書・周知方法等について工夫をしましょう。

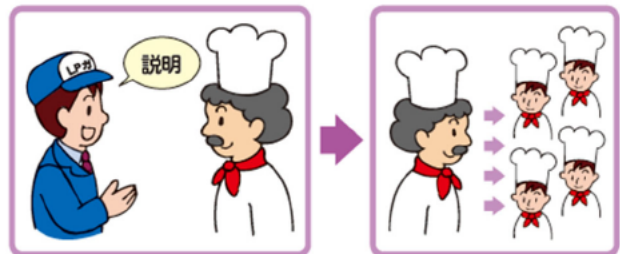
【参考】 外国語版L Pガス保安ガイド〔L Pガス安全委員会のホームページ（<http://www.lpg.or.jp>）等もご活用下さい。

HOME > パンフレットダウンロード > L Pガス保安ガイド

(2) 業務用施設への周知のポイント！

業務用施設、特に飲食店やホテル・旅館の厨房等の場合、一般家庭と比較し特殊な環境及び使用状況のため、周知のポイントは一般家庭とは大きく異なります。

- 責任者や保安管理担当者の方への周知を行い、従業員への周知を依頼します。
- 大規模料理飲食店等施設の管理者に「LPガス保安連絡担当者」を選任し当該担当者を通じて周知事項を徹底するよう要請します。



- * 「大規模料理飲食店等施設」：3号メーター（3m³/h）以上のガスメーターを設置し、かつ、従業員が10名以上の料理飲食店・旅館・ホテル等をいう。通達（規則関係）第38条（周知の方法）関係参照。
- 大きなダクトで排気を行っていて不完全燃焼やガス漏れがあっても気付かない場合があったり、厨房内に長時間いることで環境に慣れ、不完全燃焼やガス漏れがあっても気付かない場合があります。
- ガス漏れ警報器が設置されていても、床掃除の際に水がかかり故障しているケースや、殺虫剤による誤作動のケース、さらにコンセントを抜かれたりといったケースが見受けられます。
- レンジフード・換気扇や排気フードを長時間使用するため、油脂やほこりが短期間でたまりやすく、汚れがひどくなるとCO中毒事故や火災につながる危険性があります。



結果、火災・爆発やCO中毒事故等の大きな災害につながっています。

下記注意事項を徹底しましょう

- 始業時と終業時の安全確認を徹底してもらいましょう。
- ガス漏れ警報器のプラグは必ずコンセントに差し込んでもらいましょう。
- 立ち消え安全装置等、各種安全装置の付いた厨房機器をおすすめしましょう。
- 点火ミスのないよう、安全な点火方法への改善をお願いしましょう。
- レンジフード・換気扇や排気ダクトの清掃・メンテナンスを欠かさず実施するようお願いしましょう。

また、実施日の記録を残すよう依頼しましょう



周知実施者に任せきりではなく、日頃の挨拶を兼ねて経営者も同行し、周知実施者のフォローを行い、周知の効果の向上に努めましょう。

(3) その他の施設への周知のポイント！

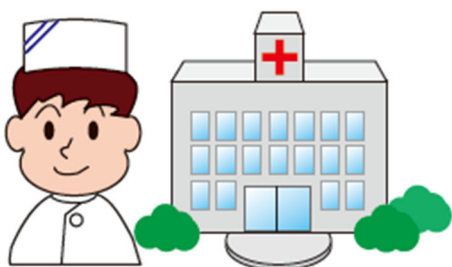
施設には、不特定多数の人が出入する病院や学校、集合住宅の他、スーパーマーケットや公民館、理髪店・美容院等があります。

まず各施設の管理責任者等を通じて、従業員や関係者への周知の徹底を図っていただきます。

また、公共施設においては、古くなった埋設管その他の設備改善について、県や市などの管轄管理部署への働きかけも必要です。

●病院

管理責任者へ周知を行い、関係者への周知を依頼します。



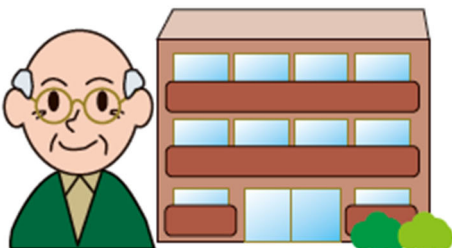
●学校

管理責任者へ周知を行い、関係者への周知を依頼します。



●集合住宅

管理人や大家さんへも周知を行います。



●スーパーマーケット

管理責任者へ周知を行い、関係者への周知を依頼します。



●公民館

管理人へ周知を行います。



●理髪店・美容院

管理責任者へ周知を行い、従業員への周知を依頼します。



4.

周知の工夫

周知文書やツールなどを、どのように工夫・準備すればより効果的な周知が行えるか、常に考えましょう！

(1) 周知文書・ツールの工夫事例

より効果的な周知を行うための周知文書やツールの工夫をしましょう。

- 燃焼器ごとに、正しい使用方法や注意点を記載したチラシやパンフレット
- 業務用施設や集合住宅等、周知対象先ごとの周知文書
- 高齢者向けの文字の大きな周知文書
- 外国語の周知文書
- 安全器具の設置を促すチラシやパンフレット
- 緊急時の連絡先を記載したシール
- CO中毒事故等、実際の事故例を紹介するチラシ・パンフレット
- 台所に貼れるような、ガス漏れ時の対処方法等を記載したシール
- 不特定多数が出入りする施設の燃焼器（事務所の給湯室の湯沸器等）に貼れるようなガス使用上の注意点等を記載したシール
- わかりやすいDVDやタブレット端末等の活用



(2) 保存してもらえる工夫事例

周知文書を保存してもらえる工夫をしましょう。

- 各ページに周知のポイントを記載したカレンダー
- 周知内容を記載したファイルや下敷き等
- 台所などに貼ってもらえる周知内容を記載したシール



(3) 周知媒体の工夫事例

消費者を個別訪問し行う周知方法に加えて、周知の効果をあげるために周知媒体の工夫をしましょう。

- インターネットのホームページ
- e-mail
- ラジオ・テレビ媒体
- SNS



5. 周知実施者のレベルアップ

周知業務を効果的にするために、
周知実施者のレベルアップが欠かせません。

周知文書をただ配るだけでなく内容を説明し理解していただき、災害を未然に防ぐことが周知の本質であることを一人一人が認識し、経営者・周知実施者ともに周知業務のレベルアップを図っていかねばなりません。

(1) レベルアップのための事例



- 協会等が主催する講習会への参加及び個別指導
- 社内勉強会の開催



- 器具メーカー等の商品説明会への参加



- 資格の取得

(2) 対応訓練の実施！

周知の効果을 上げ説明内容を理解してもらうため、
対応訓練を実施しましょう。

社内では対応訓練を実施

- 消費者と周知実施者にわかれて、周知実施者は消費者に対し周知内容の説明を行います。
- 消費者は主婦、高齢者、業務用施設の責任者など、想定を色々変えて対応します。
- 周知実施者は、それぞれの想定ごとに対象者に合った周知文書・ツールを使用し、わかりやすく周知内容の説明を行います。
- なかなか周知をさせてもらえない場合の相手の断り文句も事前に想定し、話法の訓練も行います。

社内では周知話法コンテストを実施

- 周知話法コンテストの実施も周知実施者のレベルアップには良い方法です。

(3) 周知実施者の態度・マナー！

周知は消費者と面談して行うため、
服装や身だしなみなど第一印象に気をつけるとともに、
言葉遣いなどにも十分留意します。

■ 知実施上のチェック項目

① 服装や身だしなみは
キチンとしていますか



② 身分証明書などを携帯
していますか



社員証

③ 明るく笑顔で
あいさつをしていますか

④ 訪問目的をはっきりと
告げていますか

⑤ 丁寧な言葉遣いを
心がけていますか



周知実施者は、LPガスの知識はもちろんのこと、
わかりやすい説明や接客力等も必要です。

6.

周知の話法例

周知対象先ごとに内容やポイントを変えて
周知を行いましょう！
話法例を参考にして事前の訓練も行いましょう！

(1) 周知の説明を聞いてくれない場合の話法例

設定

周知先：一般家庭の消費者

状況：周知にお伺いしても説明を聞いてくれない

周知実施者 「ごめんください〇〇さん。いつもL Pガスでお世話になっているKHKガスの△△です。」

消費者 「どんなご用件ですか？」

周知実施者 「本日は、L Pガスの正しいご使用方法と使用上の注意点等のご説明にまいりました。」

消費者 「そんな説明、聞かなければいけないの？」

周知実施者 「ハイ、安全に快適にガスをご利用いただくためにぜひともご説明させていただきたいと思います。」

消費者 「今忙しくて、時間がないんだけど・・・」

周知実施者 「あまりお時間はかかりません。お客様の安全を確保するためにも、またお客様にご説明するよう法律でも定められておりますので、ぜひともお願いいたします。」

消費者 「じゃあ、手短かに頼むわよ。」

周知実施者 「ありがとうございます。」

消費者の保有する器具や安全器具の有無など、消費者のL Pガス使用状況に合わせた周知を実施。

(説明中に)

消費者 「ガス使用中は換気をするなんて聞かなくても知っているわよ。」

周知実施者 「ご存じかもしれませんが、実際換気不足による事故も起きていますし、ついっかりということもありますので、念のためご説明させていただきました。」

※説明を聞いてもらえないからといって放置せず、聞いてもらえる工夫をしましょう。

(2) CO中毒事故防止の話法例

設定

周知先：一般家庭の消費者

状況：不完全燃焼防止装置の付いていない、小型湯沸器を使用

周知実施者 「本日はガス器具の点検にお伺いしました。台所にお上がりしてもよろしいでしょうか。」

消費者 「お願いします。」

台所にて

周知実施者 「ガステーブルや小型湯沸器などをご使用の際には、必ず換気を行ってください。これらの器具は屋内の空気を利用して燃焼し、室内へ排ガスを出すため、多量の空気を必要とします。
締め切った部屋でのガス器具の使用や、小型湯沸器からお風呂へのお湯張りなど用途以外の使い方はしないようにお願いします。」

小型湯沸器の燃焼状態を点検しながら

周知実施者 「ところで、こちらの小型湯沸器は安全装置が付いておりませんので、安全点検をいたします。」

CO濃度測定を実施。

周知実施者 「この湯沸器は、このまま使い続けますと不完全燃焼を起こして死に至る危険性があります。」

不完全燃焼とCO中毒に関する説明を行う。

周知実施者 「これまで、この湯沸器をお使いになっていて、気分が悪くなったり頭が痛くなったりしたことはございませんか？」

消費者 「別に気分が悪くなったり頭が痛くなったことはないけど・・・。

もうこの湯沸器は使えないの？」

周知実施者 「安全装置の付いていない湯沸器が不完全燃焼を起こすと、CO中毒による死亡事故につながる可能性もございます。
最近では、製造されている湯沸器すべてに不完全燃焼を防止する機能が付いています。」

消費者 「わかりました。主人と相談してみます。」

※一度説明したからといってそのまま放置せず、不完全燃焼防止装置のついた器具へ交換してもらえるよう、フォローを確実に行いましょう。

※次のステップとして、新聞記事等の事故事例を使用して説明すると効果的です。

(3) 埋設管事故防止の話法例

設 定

周知先：公立学校の施設管理者

状 況：埋設管の腐食点検・調査の結果、交換時期がきている

周知実施者 「先日、埋設管の腐食点検・調査を行った結果、腐食が発生しており、このままですとガス漏れにつながるおそれがあります。埋設管の交換をお願いしたいのですが。」

施設管理者 「そういわれても、予算もないし・・・」

周知実施者 「最近、埋設管の腐食によるガス漏れで災害につながる事例もたくさん報告されています。ぜひともお願いします。」

施設管理者 「お話の内容はわかるのですが、ここで私が返事するわけにいきません。予算を立てるのは県ですし・・・」

周知実施者 「それでは検査結果を取りまとめますので、管轄する県の管理部署への報告をお願いします。必要であれば説明に参ります。」

※公立施設の場合には、県や市などの管轄する管理部署へも働きかけましょう。

(4) 漏えい爆発事故防止の話法例

設 定

周知先：一般家庭の消費者

状 況：未使用のガス栓がある

周知実施者 「ごめんください〇〇さん。いつもLPガスでお世話になっているKHKガスの△△です。」

消 費 者 「ハイ、今日はどんなご用ですか?」

周知実施者 「本日は、LPガスの正しいご使用方法と使用上の注意点等のご説明にまいりました。」

LPガスの使用上の注意点等の説明を実施。

周知実施者 「ところで〇〇さんのお宅では、台所のガス栓の片方に燃烧器（ガス器具）が接続されていませんので間違って開けないようにしてください。」

消 費 者 「今まで間違って開けたことないわ。」

周知実施者 「誤開放による漏えい事故を未然に防ぐためにも、ガス栓カバーの設置をお願いします。」

（ガス栓カバーの実物を見せながら機能、安全性を説明する。）

消 費 者 「わかりました。それでは取り付けて下さい。」

※こちらの話を聞いてもらえるよう、日頃からコミュニケーションを交わして信頼感を築いておきましょう。



参 考

周知のためのパンフレット等

1. 周知の関係法令	28
2. 経済産業省が作成したパンフレット等	31
3. LPガス安全委員会が作成したパンフレット等	34
4. 関連団体が作成したパンフレット等	36

CO中毒事故防止に関するパンフレット等については、地域保安指導事業用等テキスト「CO中毒事故防止技術（周知のためのパンフレット等）」を参照してください。

▼CO中毒事故防止技術

(https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/anzen_torikumi/file_itakujigyoku/itakujigyoku.html#A01)



1. 周知の関係法令

1.1 液化石油ガス法

◆保安業務を行う義務

第27条 液化石油ガス販売事業者は、その販売契約を締結している一般消費者等について次に掲げる業務（以下「保安業務」という。）を行わなければならない。

(1)～(2) 略

(3) 液化石油ガスを消費する一般消費者等に対し、液化石油ガスによる災害の発生防止に関し必要な事項であつて経済産業省令で定めるものを周知させる業務

(以下、省略)

◆保安機関の業務等

第34条 保安機関は、保安業務を行うべきときは、経済産業省令で定める基準に従つて、その保安業務を行わなければならない。ただし、供給設備又は消費設備の設置の場所その他保安業務を行うべき場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者の承諾を得ることができないときは、この限りではない。

1.2 液化石油ガス法施行規則

◆保安業務の内容

第29条 (右表参照)

表 保安業務の区分

号	保安業務区分の名称	関係法令
1	供給開始時点検・調査	第36条、第37条
2	容器交換時等供給設備点検	第36条、第37条
3	定期供給設備点検	第36条
4	定期消費設備調査	第37条
5	周知	第27条、第38条、第38条の2、 第38条の3、第38条の4
6	緊急時対応	法第27条
7	緊急時連絡	法第27条

◆周知の内容

第27条 法第27条第1項第3号の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 使用する燃焼器の液化石油ガスに対する適応性に関する事項

(2) 消費設備の管理及び点検に関し注意すべき基本的な事項

(3) 燃焼器を使用する場所の環境及び換気に関する事項

(4) 一般消費者等が消費設備の変更の工事をする場合の液化石油ガス販売事業者に対する連絡に関する事項

(5) ガス漏れを感知した場合その他液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に一般消費者等がとるべき緊急の措置及び液化石油ガス販売事業者又は保安機関に対する連絡に関する事項

(6) 前号に掲げるもののほか、液化石油ガスによる災害の発生防止に関し必要な事項

◆周知に係る基準

第38条 法第27条第1項第3号に規定する保安業務に係る法第34条第1項の経済産業省令で定める基準については、次条から第38条の4までに規定するところによる。

◆周知の方法

第38条の2 周知を行う保安機関（以下この条から第38条の4までにおいて単に「保安機関」という。）は、その周知に係る一般消費者等に対し、供給開始時及び2年に1回以上の回数で第27条各号の事項を記載した書面を配布し、当該事項を周知させなければならない。

2 保安機関は、その周知に係る一般消費者等が、次の各号に掲げる消費設備を所有し、又は占有する場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該一般消費者等に対し、供給開始時及び2年に1回以上の回数で第27条各号の事項を記載した書面を配布し、当該事項を周知させなければならない。

(1) 令別表第一に掲げる液化石油ガス用瞬間湯沸器（開放燃焼式のものに限る。）

(2) 次に掲げる消費設備（パイロットバーナー等に点火しなかった場合及びパイロットバーナー等の炎が立ち消えた場合に自動的にバーナーへの液化石油ガスの通路を閉ざす装置（パイロットバーナー等に自動的に再点火し、一定期間経過後も再点火しないときに、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざす装置を含む。）並びに不完全燃焼する状態に至った場合に当該燃焼器へのガスの供給を自動的に遮断し、燃焼を停止する機能を有するものを除く。）

イ 令別表第一に掲げる液化石油ガス用瞬間湯沸器（前号に掲げるもの、密閉燃焼式のもの及び屋外式のものを除く。）

ロ 令別表第一に掲げる液化石油ガス用バーナー付ふろがま（密閉燃焼式のもの及び屋外式のものを除く。）

ハ 令別表第一に掲げるふろがま

3 次の各号に掲げる周知を、前回の周知の日から当該各号に定める期間を経過した日（以下この項において「基準日」という。）

前4月以内の期間に行った場合にあつては、基準日において当該周知を行ったものとみなす。

(1) 第1項に規定する周知2年

(2) 前項に規定する周知1年

◆保安機関による情報通信の技術を利用する方法を用いた周知事項の提供の方法

第38条の3 保安機関は、前条第1項及び第2項の規定による書面の配布に代えて、当該一般消費者等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条及び次条において「周知事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条及び次条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、保安機関は、当該書面を配布したものとみなす。

- (1) 電子メールを送信する方法であって、一般消費者等が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの
- (2) 当該保安機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された周知事項を電気通信回線を通じて一般消費者等の閲覧に供し、当該一般消費者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに周知事項を記録する方法
- (3) 電磁的記録媒体に周知事項を記録したものを交付する方法

◆保安機関による情報通信の技術を利用した承諾の取得

第38条の4 保安機関は、前条第一項の規定により周知事項を提供しようとするときは、次項に定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次の各号に掲げるもの（第3項において「書面等」という。）による承諾を得なければならない。

- (1) 電子メールを送信する方法であって、当該保安機関が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの
- (2) 当該保安機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された一般消費者等の承諾に関する事項を電気通信回線を通じて一般消費者等の閲覧に供し、当該保安機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該一般消費者等の承諾に関する事項を記録する方法
- (3) 電磁的記録媒体に一般消費者等の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

2 前項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 前条第一項各号に掲げる方法のうち、保安機関が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式

1.3 通達 別添4

◆規則第27条（周知の内容）関係

1. 本条の周知の内容は、以下の表に掲げるところによる。

事 項	例
使用する燃焼器の液化石油ガスに対する適応性に関する事項	(1) 使用している燃焼器が液化石油ガス用のものであること。 (2) 燃焼器と液化石油ガスとが適応している場合又は適応していない場合の炎の状況を図示すること。
消費設備の管理及び点検に注意すべき基本的な事項	(1) 消費設備とは、メーターが取り付けられている場合にはメーターの出口から燃焼器に至るまでの設備をいうこと。また、メーターが取り付けでない場合には、容器から燃焼器に至るまでの設備をいうことを明確にすること。 (2) 消費設備の管理及び点検責任は消費者等にあること。 (3) 燃焼器以外の消費設備にあっては、配管等、とくにゴム管にひび割れ等が発生していないかを時々点検確認すること。 (4) コンロ、ストーブ等の変更にあたっては、ゴム管はできるだけ深く硬質管にさしこみ、さしこみ部分はホースノードとめること。ゴム管の取替えも同様のこと。 (5) 燃焼器の掃除にあたっては、ネジ等を取りはずす必要があるもの、例えば風呂がま、瞬間湯沸器等にあっては、消費者等が自ら掃除をしないこと。 (6) その他の燃焼器、例えばガスコンロにあっては、器具用掃除器を用いること。 (7) ゴム管からのガス漏れの点検の方法としては、筆に石けん液をふくませ塗ってみて、あわが出るかどうかで点検し、また、ゴム管は早目に取替えること。 (8) 着火時には着火を確認すること。 (9) 煮たきの際は、立消えるおそれがあるから、なるべくその場を離れないようにし、立消えが起らないよう十分注意すること。 (10) 小型容器は、転倒を防止する措置を講じた上で使用するとともに、保管する場合は、通風のよい場所においてすること。 (11) 屋内に設置されたガス瞬間湯沸器については、不完全燃焼する状態に至った場合に当該湯沸器へのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有すると認められるものであっても、当該湯沸器が自動的に消火する現象が繰り返し発生する場合には再点火してはならないこと。 (12) 液化石油ガス用ガス漏れ警報器に関して次の事項を確認及び注意すること。 ① 警報器が適切な位置に設置されていることを確認すること。 ② 警報器の電源プラグを常時コンセントに差し込むこと。 ③ 警報器の周りに物を置かないこと。 ④ 警報器が交換期限内のものであることを確認すること。
燃焼器を使用する場所の環境及び換気に関する事項	(1) 燃焼器の設置場所には可燃物を置かないこと。 (2) 風呂がま及び大型湯沸器の設置場所には、給気口及び排気設備を設けること。 (3) 燃焼器を使用中は時々窓を開けて換気し、小型燃焼器具でも長時間は使用しないこと。

事 項	例
一般消費者等が消費設備の変更の工事をする場合の液化石油ガス販売事業者に対する連絡に関する事項	(1) 風呂がま及び大型湯沸器等固定式燃焼器の変更及び修理工事は、消費者等が自ら行わないこと。 (2) 消費設備を変更したときは、その内容を液化石油ガス販売事業者に連絡すること。 (3) 業務用施設にあっては、配管系統の変更等設備の大幅な変更は販売事業者と十分連絡をとりながら実施すること。
ガス漏れを感知した場合その他液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に一般消費者等のとるべき緊急の措置及び液化石油ガス販売事業者又は保安機関に対する連絡に関する事項	(1) ガス漏れを感知した場合は、次の手順で対処すること。 ① タバコの火等現に使用中の火気を消火すること。 ② 電気のスイッチを入れる等発火の原因となる行為をしないこと。 ③ 窓を開けること。 ④ 元栓が開栓している場合は閉栓すること。 ⑤ 液化石油ガス販売事業者又は保安機関にガス漏れのおそれがある旨連絡し、点検を受けるまでは、ガスを使用しないようにすること。 ⑥ 業務用施設にあっては、直ちに客等を安全な場所へ誘導し、避難させること。 (2) 地震の場合には、使用中のガスの使用を中止し、器具栓及び元栓を閉栓するとともに、揺れの大きい地震の場合は、揺れが収まった後にバルブを閉じること。 (3) 風水害時にはポンベが転倒又は流出しないような措置を講ずること。 (4) 保安機関又は液化石油ガス販売事業者に緊急連絡する場合には、連絡者の住所、氏名及びガス漏れの箇所等災害の発生のおそれがある事実を通報すること。
前各号に掲げるもののほか、液化石油ガスによる災害の発生防止に関し必要な事項	(1) 三又(一般消費者等が三又を知らない場合には、三又の図画、写真又は現物を呈示する等により一般消費者等に三又の認識をもたせること。)の使用を避けること。 (2) 就寝前及び留守時には、器具栓及び元栓を閉じること。 (3) マッチにて点火する場合には、点火後器具栓を開くこと。 (4) 第38条の2(周知の方法)及び第38条の3(保安機関による情報通信の技術を利用する方法を用いた周知事項の提供の方法)関係4.に規定する大規模料理飲食店等の管理者は、LPガス保安連絡担当者を通じ、周知内容の理解を従業員に徹底させること。

2. 周知に際しては、ガス漏れ警報器、不完全燃焼警報器又は集中監視システムの紹介その他の事故防止対策に係る事項を、併せて通知するよう指導されたい。

◆ 第38条の2(周知の方法)及び第38条の3(保安機関による情報通信の技術を利用する方法を用いた周知事項の提供の方法)関係

1 第38条の2第1項及び第2項中「供給開始時」とは、一般消費者等に対し新たに供給を開始しようとするときをいう。ただし、液化石油ガス販売事業者が、他の液化石油ガス販売事業者の事業の全部又は一部を承継したときは、当該「供給開始時」には当たらないこととする。

2 供給開始時に行う周知は、保安の観点から必ず一般消費者等が液化石油ガスを使用する前に行うよう徹底されたい。

3 第38条の2第1項又は第2項に規定する書面を配布する方法又は第38条の3第1項に規定する情報通信技術を利用する方法により周知事項を提供する際には、業務用施設における一般消費者等とその他一般消費者等を区分して行うよう指導されたい。

なお、料理飲食店、旅館、ホテルその他の施設(以下「料理飲食店等」という。)であって、小型容器(内容積が20リットル未満の容器をいう。)の最大保有数量が5本以上である者に対しては、当該小型容器の使用上の注意事項、保管方法等について、併せて周知させることとする。

4 周知内容の理解及び日常の安全管理の徹底を図るため、次の事項について保安機関及び液化石油ガス販売事業者を指導されたい。

- ① 保安機関は、液化石油ガス販売事業者と連携し、1時間当たりの使用最大流量が3立方メートル以上のガスメーターを設置し、かつ、従業員が10人以上の料理飲食店等(以下「大規模料理飲食店等」という。)の管理者に対し、当該管理者が液化石油ガス販売事業者との連絡窓口として「LPガス保安連絡担当者」を選任するよう要請するとともに、当該担当者の氏名を保安台帳に記載する。
- ② 保安機関は、大規模料理飲食店等の「LPガス保安連絡担当者」に対し、当該担当者を通じ、周知内容の理解を従業員に徹底するよう要請する。
- ③ 保安機関又は液化石油ガス販売事業者は、大規模料理飲食店等における安全管理の具体策を記した「LPガス安全管理マニュアル」を作成する。
- ④ 保安機関は、大規模料理飲食店等の管理者が「LPガス保安連絡担当者」を選任した場合には、遅滞なく、「LPガス安全管理マニュアル」を当該担当者に手交し、大規模料理飲食店等の安全管理の徹底を図るよう要請する。
- ⑤ 保安機関は、大規模料理飲食店等以外の業務用施設の管理者に対しても、当該管理者を通じ、周知内容の理解を従業員に徹底するよう要請する。

2. 経済産業省が作成したパンフレット等

2.1 LPガス消費者周知用チラシ

経済産業省では、LPガスの使用に伴う一般消費者等の事故を防止する観点からチラシを作成しています。LPガスを使用されている一般消費者等の皆さんだけでなく、LPガス販売事業者・保安機関が実施する保安周知活動にもご活用ください。

【ダウンロードページ】 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/kouhou/index.html

経済産業省 トップページ ▶ 政策について ▶ 政策一覧 ▶ 安全・安心 ▶ 産業保安 ▶ LPガスの安全 ▶ LPガス消費者保安周知用チラシ



- ◆ ガスを使う時に知ってほしい4つのポイント
- ◆ ガスを安全に利用する4つのポイント
- ◆ CO中毒事故を起こさないために安心の合言葉
- ◆ ガス機器使用時は「必ず換気」をしましょう
- ◆ 屋内に設置されたガス瞬間湯沸器 LPガス用のガス漏れ警報器のご使用に当たって
- ◆ エアコン室外機等の設備と液化石油ガス充てん容器との保安距離の確保等について
- ◆ 誤開放事故を防止する小さな安全機器
～ガス栓カバーってご存じですか～
- ◆ 厨房設備のレイアウト変更、ご自宅のリフォーム工事等の際は事前にガス事業者への連絡を
- ◆ 敷地内でのリフォームや、自宅付近で水道工事がある場合は“事前に”LPガス販売事業者にご連絡をお願いします
- ◆ ガス事故を防ぐための注意事項 等

◆ お宅のふろがまは安全ですか？

バランス型ふろがまをお使いの皆さまへ

お宅のふろがまは安全ですか？

古いタイプのバランス型ふろがまは、乾電池を使用しない、点火レバー方式の古いタイプのバランス型ふろがまは、操作によっては機器内に未燃ガスが溜まり、異常着火することがあり、大変危険です。

異常着火を防ぐために、確実に点火することができる安全性が向上したあしんなガス機器へのお取替えをおすすめします。

CASE1 乾電池を使用したバランス型ふろがま

乾電池とマイコン制御によって点火する能力が上がり、確実に点火することができ、未燃ガスの滞留を防ぐことができます。電池切れで点火能力が一定以下に低下すると、機器が停止し、ガスが出なくなるなど安全性が向上しています。

※平成23年4月以降にメーカー出荷されたバランス型ふろがまは、すべて乾電池とマイコン制御に変わっています。

CASE2 給湯付ふろがま(壁掛通型機器)

バランス型ふろがまの給排水配管の部分に、給排水と同一大きさの給湯付ふろがまを設置できます。点火操作などの制御をすべて自動的に扱い、点火する能力が高いため確実に点火することができます。点火できなかった場合でも未燃ガスを排出する機構を有しているため、安全性がさらに向上しています。

なお、バランス型ふろがまを設置していた部分に機器がなくなるため、浴槽を広くすることもできます。

点火レバー方式の古いタイプのバランス型ふろがまはご注意ください！

⚠ 未燃ガスによる異常着火に注意

● 点火操作時
口火(たね火)がなかなかつかないときに点火操作を繰り返すと機器内に未燃ガスが溜まり、異常着火により火傷などをして大変危険です。

● シャワー・追いだき時
「シャワー」や「追いだき」を使用する際に口火(たね火)がつきにくかったり、「シャワー」や「追いだき」を使用中に急にお湯が出なくなった場合には、しばらく時間を置いてから再点火の操作をしてください。すぐに再点火の操作をすると、機器内に残った未燃ガスに引火して、大きな音や振動が発生したり、場合によってはふろがまが変形し近くにいる人に危害を加える、又は、火災に至るなど大変危険です。

⚠ 排水口のつまりに注意

排水口がつまり、ふろがまが水に浸かっていると機器内に水が浸入して、点火しにくくなり、故障や火災の原因になります。

点火しない時は再操作をやめ、つまみを消火(止)の位置に戻して、ガス販売店等に連絡してください。

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

◆ レンジフード・換気扇や排気ダクトの清掃・メンテナンスを欠かさずに！

業務用厨房でガス機器等をお使いの皆さまへ

レンジフード・換気扇や排気ダクトの 清掃・メンテナンスを欠かさずに！

業務用厨房でガス機器等を使用する際には、レンジフード・換気扇や排気フードを長時間使用するため、油脂やほこりが短期間でたまりやすく、汚れがひどくなるとCO（一酸化炭素）中毒事故や火災につながる危険性があります。日頃のお手入れや定期的なメンテナンスをきちんと行いましょう。

油污れなどがCO中毒事故・火災の原因に。

- グリスフィルターの目詰まり、換気扇の故障などによる換気不良 → **CO中毒事故の原因に！**
- 調理時の火が着火 → **火災の原因に！**

このような原因による事故が起きています。

— あなたの店は大丈夫？ —

レンジフード本体とその中のグリスフィルター

換気不良によるCO中毒事故・着火して火災の原因に！

油脂・ほこりで汚れて、風量の低下により換気不良を起こしたり、着火しやすい状態です。

排気ダクト

着火して火災の原因に！

油脂で汚れて、着火しやすい状態です。

換気扇

換気不良によるCO中毒事故・着火して火災の原因に！

油脂・ほこりで汚れて、作動不良により換気不良を起こしたり、着火しやすい状態です。

厨房設備はつねに清潔！

清掃・メンテナンスなど厨房設備の維持管理の基準は「火災予防条例」で義務づけられています。
※詳しくは、お近くの消防本部・消防署にお問い合わせください。

飲食店の厨房設備等に係る火災予防対策ガイドライン 検索

清掃・メンテナンスの実施で安全にガス機器等を使いましょう。
CO中毒事故と火災、両方の予防につながります。

消防庁
Fire and Disaster Management Agency

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

東京消防庁
Tokyo Fire Department

◆ 厨房設備のレイアウト変更、
ご自宅のリフォーム工事等の際は
事前にガス事業者への連絡を

ご自宅のリフォーム工事等の際は事前にガス事業者への連絡をお願いします。

住宅工事等による ガス事故を防ぐために

自宅のリフォームや改修工事の際、ガス管やガス供給設備の位置等を確認しないで作業したため、ガス設備を損傷し、お客様や作業員が巻き込まれる事故が発生しています。お客様や作業員の安全を守るため、工事の際は事前にガス販売店へ連絡し、ガス設備の取り扱い等、注意点を確認してください。

ガス漏えい・爆発の危険

埋設管・供給管の損傷に注意！

ガス管の位置を確認せずに工事を行うとガス管を損傷し、ガス漏れやガス供給管が破損します。

ガス器具の接続に注意！

キッチン等をリフォームする際、ガス器具が正しく接続されていないと、ガス漏れ等の事故に繋がる場合があります。

CO（一酸化炭素）発生危険

排気筒のはずれ・スレに注意！

ふろかまや排気筒の交換時等にスレが生じると、COを室内に吸引する恐れがあります。

給排気設備の不全に注意！

外壁の塗装時に養生シートで給排気設備をふさいだり、給排式の換気扇を天井等に取付くと、換気筒から発生したCOが室内に滞留し、CO中毒の原因になります。

CO（一酸化炭素）は無色・無臭できわめて毒性が高い気体です。気づかないうちに中毒症状を起こし、意識を失ったり、死亡事故に繋がる場合があります。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

◆ 雪の重さは大敵！
雪害事故にご注意を

LPガスを安全・安心にお使いいただくために

雪の重さは大敵！ 雪害事故にご注意を

雪により雪害事故が発生することがあります。雪下ろしや除雪、落雪による調整器、ガスメータ等の損傷にご注意ください。

雪害対策をお願いします。

雪下ろし・除雪による損傷

LPガス設備にご注意！

調整器の破損
ガスメータの破損
配管バルブの破損
LPガス
供給管等の破損

落雪による損傷

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

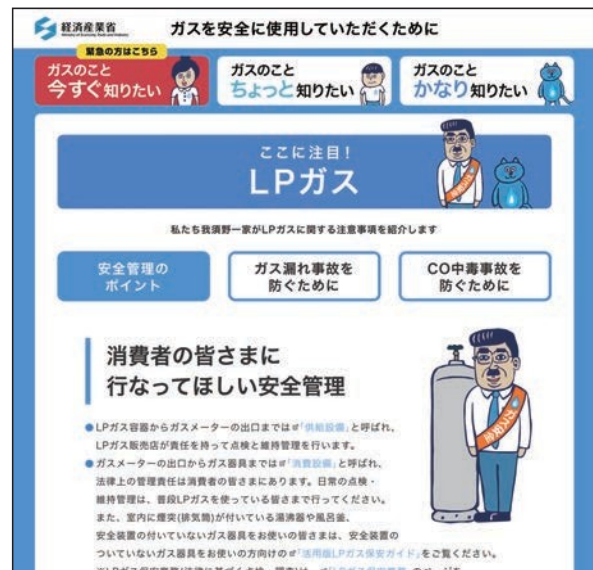
2.2 ガスを安全に使用していただくために(知っておきたい各種情報を掲載しています。)

【Webサイト】https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/citygas/aikotobademaishaoshitai/index.html



2.3 ガスを安全に使用していただくために(我須野の部屋)

【Webサイト】https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/gas_anzen/index.html



3. LPガス安全委員会が作成したパンフレット等

LPガス安全委員会のホームページでは、LPガスの基礎知識や正しい使い方、さらに災害時や緊急時の対応方法を紹介しています。また、保安ガイド、リーフレット等は、PDFデータ、印刷用データを掲載しており、どなたでも無償でダウンロード、印刷ができます。安全・安心にお使いいただくために、ホームページをぜひご活用ください。

【ダウンロードページ】<http://www.lpg.or.jp/download/index.html>

LPガス安全委員会トップページ▶パンフレットダウンロード



■LPガス保安ガイド

保安ガイドは、日本語版の他、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語等計12カ国の各国語版があります。

■広報資料

- ◆今お使いのガス器具、何年目？
- ◆ガスコンロの使用、ヒヤリとしたことはありませんか？
- ◆今お使いのガス器具 安心替え
- ◆ガス給湯器点検・買い換えの目安は10年です。
- ◆お宅の湯沸器はお元気ですか？

■関連団体パンフレット

- ◆LPガスのこんなこと、知っていますか？ 等

◆LPガスのこんなこと、知っていますか？

LPガスをお使いの皆さまへ

LPガスの こんなこと、 知っていますか？

緊急時は
どうしたら
いいの？

安全に使う
ためには？

CO中毒
事故を
防ぐには？

ガス漏れ
事故を
防ぐには？

スマートフォン
からもご覧
いただけます。

LPガス安全委員会のホームページでは、LPガスの基礎知識や正しい使い方、さらに災害時や緊急時の対応方法を紹介しています。安全・安心にお使いいただくために、ホームページをぜひご活用ください。

LPガス保安ガイド

LPガス保安周知用チラシ

役に立つ情報がいっぱい

PCサイトでは、LPガス安全委員会が発行する各種資料やパンフレットをPDFで閲覧・ダウンロードいただけます。ガス器具の正しい使い方や最新の安全機能、古くなったガス器具の交換時期や点検制度について詳しく解説されていますので、あわせてご覧ください。

<http://www.lpg.or.jp/>

LPガス安全委員会

検索

◆ LPガス保安ガイド（ダウンロードページ）

■ 安全装置のついているガス器具をお使いの方向け



家庭用LPガス保安ガイド
(Household LP GAS Safety Guide)

- 日本語 (PDF/1.60MB)
- English (英語) (PDF/3.10MB)
- Português (ポルトガル語) (PDF/3.99MB)
- Español (スペイン語) (PDF/3.81MB)
- 中文 (中国語) (PDF/2.23MB)
- 한국어 (韓国語) (PDF/1.54MB)
- English (簡易版英語) (PDF/2.11MB)
- Orang indonesia (インドネシア語) (PDF/2.25MB)
- ภาษาไทย (タイ語) (PDF/1.65MB)
- Tiếng Việt (ベトナム語) (PDF/2.87MB)
- မြန်မာ (ミャンマー語) (PDF/2.46MB)
- नेपाली (ネパール語) (PDF/1.59MB)
- Монгол хэл дээр (モンゴル語) (PDF/1.59MB)

■ 地震時対応LPガス保安ガイド（地震対策マニュアル）



地震時対応LPガス保安ガイド
(地震対策マニュアル)

- 日本語 (PDF/1.22MB)
- English (英語) (PDF/2.05MB)
- Português (ポルトガル語) (PDF/2.71MB)
- Español (スペイン語) (PDF/2.51MB)
- 中文 (中国語) (PDF/1.66MB)
- 한국어 (韓国語) (PDF/1.08MB)

■ 業務用厨房器具をお使いの方向け



業務用LPガス保安ガイド
(LP GAS Safety Guide for Business)

- 日本語 (PDF/1.63MB)
- English (英語) (PDF/3.08MB)
- Português (ポルトガル語) (PDF/3.86MB)
- Español (スペイン語) (PDF/3.71MB)
- 中文 (中国語) (PDF/2.10MB)
- 한국어 (韓国語) (PDF/1.53MB)
- English (簡易版英語) (PDF/2.41MB)
- Orang indonesia (インドネシア語) (PDF/2.55MB)
- ภาษาไทย (タイ語) (PDF/1.84MB)
- Tiếng Việt (ベトナム語) (PDF/1.97MB)
- မြန်မာ (ミャンマー語) (PDF/2.69MB)
- नेपाली (ネパール語) (PDF/1.76MB)
- Монгол хэл дээр (モンゴル語) (PDF/1.82MB)

4. 関連団体が作成したパンフレット等

4.1 ガス機器・石油機器の安全な使い方

【(一社)日本ガス石油機器工業会】https://www.jgka.or.jp/gasusekiyu_riyou/index.html

トップページ▶ガス機器・石油機器の正しい安全な使い方

◆点検とお手入れ



◆動画で見る安全な使い方



◆冊子・チラシ情報



4.2 災害時の対応方法

【ダウンロードページ】<http://www.lpg.or.jp/download/download03.html>

LPガス安全委員会トップページ▶パンフレットダウンロード▶関連団体パンフレット



- ◆災害に備えよう!
作成：香川県LPガス協会
- ◆落雪にご注意ください!
作成：北海道LPガス協会

4.3 一般的な利用方法や注意事項、安全装置など

【(一社)日本LPガス供給機器工業会】
http://www.jlia-spa.or.jp/pr/lp_news/index.html

トップページ▶出版物▶LPガス供給機器ニュース

◆[LPガス供給機器ニュース]日常点検で事故を予防しましょう



【日本ガスメーター工業会】<https://www.jgia.gr.jp>

トップページ▶メーター復帰方法

トップページ▶LPガス事業者向け▶パンフレットの紹介

◆メーター復帰方法

◆利用ガイド(6カ国語)





令和 5 年度
経済産業省委託事業

石油・ガス供給等保安対策調査等事業
(L P ガス保安規制に関する調査検討事業)

保安業務ガイド 周知

平成12(2000)年 初 版
令和 5 (2023)年 第13版

編 集 特別民間法人高圧ガス保安協会
保安技術部門
〒105-8447 東京都港区虎ノ門 4-3-13
ヒューリック神谷町ビル
電 話 保安技術部門 03-3436-6103
U R L <https://www.khk.or.jp/>

.....
この書籍は、国の委託事業として経済産業省から特別民間法人
高圧ガス保安協会が受託し、編集しました。
この書籍は、国の委託事業（安全技術普及事業（指導事業（地域
保安指導事業）））の講習に参加される方に配布するテキストと
して作成しました。